

非常勤講師の手当額の取扱いについて

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

非常勤講師の手当額については、下記により取扱うものとする。

記

1．各学部等間の併任による非常勤講師

手当は支給しない。

2．学外からの非常勤講師

1時間 5,000円

3．前記の額は、「国立大学法人徳島大学非常勤講師等の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則」に定める非常勤講師手当算出額の範囲内とし、その額が前記の額に達しない者の手当額は、その額（100円未満切り捨て）とする。

4．この取扱いは、平成16年4月1日から実施する。